建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合する担体流動生物ろ過方式

製造者の住所・氏名	石川県白山市相木町383番地　ニッコー株式会社 代表取締役社長　吉田　誠
工場の所在地及び名称	埼玉県行田市藤原町１―21―１　ニッコー株式会社　住設環境機器事業部 茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気株式会社　磯原工場

認定番号	浄化槽の名称
4―10―H―003	ニッコー浄化槽　NSS―A型
〃　―1	〃　NSS―B型
〃　―2	〃　NSS―C型
〃　―3	〃　NSS―D型
〃　―4	〃　NSS―E型

○九州地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月十三日　九州地方整備局長　岡本　博

その関係図面は、平成二十三年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　十号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日向市大字平岩字元市四四四番一から同市大字平岩字元市四五七番四まで	前	一一・〇〇～一五・五八メートル	〇・一二七キロメートル
	後	一一・五〇～一五・五八メートル	〇・一二七キロメートル

二　(一)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所
　　(二)　道路の種類　一般国道
　　(三)　路線名　四百九十七号
　　(四)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福岡市西区拾六町一丁目二番一から同市西区拾六町一丁目二五〇番六まで	前	一〇・一八～四四・八一メートル	〇・八六二キロメートル
	後	一〇・一八～四四・八一メートル	〇・八六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十三日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	日向市大字平岩字元市四四四番一から同市大字平岩字元市四五七番四まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月十三日

国会事項

衆議院法制局

辞令

（第四部第二課長）衆議院法制局参事　奥　克彦
第二部第一課長を命ずる
（法制企画調整部基本法制課調整主幹）同　白川　弘基
第四部第二課長を命ずる
（第二部第一課長）同　内藤晋太郎
法務省に出向させる（以上１月十１日）

人事異動

内閣府

（農林水産省農林水産技術会議事務局付）農林水産技官　中島　隆
内閣府技官（食品安全委員会事務局次長）に転任させる
（食品安全委員会事務局次長）内閣府技官　大谷　敏郎
農林水産省に出向させる（以上１月十１日）

法務省

（名古屋高等検察庁検事長）検事　小貫　芳信
東京高等検察庁検事長に補する
（広島高等検察庁検事長）同　藤田　昇三
名古屋高等検察庁検事長に補する
（高松高等検察庁検事長）同　梶木　壽
広島高等検察庁検事長に補する
検事長　勝丸　充啓
高松高等検察庁検事長に補する
（最高検察庁検事法務省入国管理局長）検事　田内　正宏
最高検察庁公安部長を命ずる
法務省入国管理局長に充てることを解く
検事長　北田　幹直
札幌高等検察庁検事長に補する
倫理監督官を免ずる
（最高検察庁検事法務省矯正局長）検事　尾﨑　道明
公安調査庁長官に充てる
倫理監督官を命ずる
（最高検察庁検事）同　三浦　守
法務省矯正局長に充てる
（最高検察庁検事法務省保護局長）同　坂井　文雄
法務省保護局長に充てることを解く
（甲府地方検察庁検事正）同　青沼　隆之
最高検察庁検事に配置換する
法務省保護局長に充てる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　稲川　龍也
甲府地方検察庁検事正に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（仙台地方検察庁次席検事兼仙台地方検察庁石巻支部長）同　東　弘
東京高等検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事に併任する
仙台地方検察庁石巻支部勤務を免ずる
仙台地方検察庁石巻支部長を免ずる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　田辺　泰弘
仙台地方検察庁検事に配置換する
仙台地方検察庁次席検事を命ずる
かねて仙台地方検察庁石巻支部勤務を命ずる
かねて仙台地方検察庁石巻支部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する（以上二十二年十二月二十七日）
（東京地方検察庁検事法務省刑事局国際課国際刑事企画官）検事　山下　貴司
（甲府地方検察庁検事）同　鈴木　猛
（大阪地方検察庁検事）同　吉澤　尚美
辞職を承認する（各通）（二十二年十二月三十一日）

○定年退官
横浜区検察庁副検事江部英夫は、検察庁法第二十二条の規定により一月十日限り定年退官

文部科学省

文化庁文化財部記念物課長　串田　俊巳
大臣官房総務調整官（国会担当）に任命する
初等中等教育局主任視学官　矢野　和彦
文化庁に出向させる（以上１月十１日）